

不利益処分の内容	学校施設の返還命令		
根拠法令及び条項	学校施設の確保に関する政令第 4 条		
担 当 課	教育総務課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
学校施設は、令第 3 条の規定により原則として学校教育の目的以外に使用してはならないことになっている。			
ただし、教育委員会又は学校の長の同意を得て使用させている場合があるが、令第 4 条の規定により「学校教育上支障があると認めるとき」に、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができることとされている。			
ここで、「学校教育上支障があると認めるとき」とは、次のような場合をいう。			
1 児童・生徒の安全が保てない場合			
2 施設管理上の問題が生じた場合			
3 使用許可条件に違反する場合			

不利益処分の内容	学校施設にある工作物等の移転命令		
根拠法令及び条項	学校施設の確保に関する政令第 15 条		
担 当 課	教育総務課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
学校施設は、令第 3 条の規定により原則として学校教育の目的以外に使用してはならないことになっている。			
ただし、教育委員会又は学校の長の同意を得て使用させている場合があるが、令第 4 条の規定により「学校教育上支障があると認めるとき」に、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができることとされている。			
また、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の移転を求めることができることとされている。			
ここで、「学校教育上支障があると認めるとき」とは、次のような場合をいう。			
1 児童・生徒の安全が保てない場合			
2 施設管理上の問題が生じた場合			
3 使用許可条件に違反する場合			